四　令第七条の二に規定する令第七条第十一号の二に掲げる施設　次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　前条第十四項第四号の規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)・(2)　（略）

(3)　当該測定の結果及び前条第十四項第四号本文の場合にあつては、当該測定の結果から推定される溶融炉内の温度

ハ　前条第十四項第五号及び第十一号ハの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)～(4)　（略）

ニ　前条第十四項第六号の規定による試験に関する次に掲げる事項

(1)～(4)　（略）

ホ　前条第十四項第八号の規定によるばいじんの除去を行つた年月日

ヘ　前条第十四項第十一号ニの規定による粉じんの除去を行つた年月日

五　令第七条の二に規定する令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設　次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　前条第十五項第二号ハ、第三号ハ、第四号ハ、第五号ハ、ニ及びホ(2)並びに第六号ニ、第十六項第二号ニ、第三号ニ、第四号ニ並びに第五号ニ及びホ並びに第十七項第三号ハ及びホの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)～(3)　（略）

ハ　前条第十五項第二号ニ、第三号ホ、第四号ホ及びル、第五号ヘ並びに第六号ヘ及びヲ、第十六項第二号ヘ、第三号ヘ及びヲ、第四号ヌ並びに第五号ト及びワ、第十七項第二号の規定によりその例によることとされる第十五項第三号ホ並びに第十七項第三号ヘ及びチの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)～(4)　（略）

ニ　前条第十五項第四号ニ及び第六号ホ並びに第十六項第三号ホ、第四号ホ及び第五号への規定による粒子状の物質等の除去を行つた年月日

ホ　前条第十五項第四号チ及び第六号リ並びに第十六項第三号リ、第四号ト及び第五号ヌの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)～(4)　（略）

六～八　（略）

（維持管理の状況に関する情報の公表）

第十二条の七の三　法第十五条の二の三第二項の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から、当該日から起算して三年を経過する日までの間、行うものとする。

一　前条第一号イ、第二号イ、第三号イ、第三号の二、第四号イ、第五号イ、第六号イ、第七号イ及びニ(1)並びに第八号イに掲げる事項　翌月の末日

二～五　（略）

（記録の閲覧）

第十二条の七の四　法第十五条の二の四において準用する法第八条の四の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。

一　記録は、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める日までに備え置くこと。

イ　次条第一号イ、第二号イ、第三号イ、第三号の二、第三号の三イ、第四号イ、第五号イ、第六号イ及びニ(1)並びに第七号イに掲げる事項　翌月の末日

四　令第七条の二に規定する令第七条第十一号の二に掲げる施設　次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　前条第十三項第四号の規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)・(2)　（略）

(3)　当該測定の結果及び前条第十三項第四号本文の場合にあつては、当該測定の結果から推定される溶融炉内の温度

ハ　前条第十三項第五号及び第十一号ハの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)～(4)　（略）

ニ　前条第十三項第六号の規定による試験に関する次に掲げる事項

(1)～(4)　（略）

ホ　前条第十三項第八号の規定によるばいじんの除去を行つた年月日

ヘ　前条第十三項第十一号ニの規定による粉じんの除去を行つた年月日

五　令第七条の二に規定する令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設　次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　前条第十四項第二号ハ、第三号ハ、第四号ハ、第五号ハ、ニ及びホ(2)並びに第六号ニ、第十五項第二号ニ、第三号ニ、第四号ニ並びに第五号ニ及びホ並びに第十六項第三号ハ及びホの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)～(3)　（略）

ハ　前条第十四項第二号ニ、第三号ホ、第四号ホ及びル、第五号ヘ並びに第六号ヘ及びヲ、第十五項第二号ヘ、第三号ヘ及びヲ、第四号ヌ並びに第五号ト及びワ、第十六項第二号の規定によりその例によることとされる第十四項第三号ホ並びに第十六項第三号ヘ及びチの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)～(4)　（略）

ニ　前条第十四項第四号ニ及び第六号ホ並びに第十五項第三号ホ、第四号ホ及び第五号への規定による粒子状の物質等の除去を行つた年月日

ホ　前条第十四項第四号チ及び第六号リ並びに第十五項第三号リ、第四号ト及び第五号ヌの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)～(4)　（略）

六～八　（略）

（維持管理の状況に関する情報の公表）

第十二条の七の三　法第十五条の二の三第二項の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から、当該日から起算して三年を経過する日までの間、行うものとする。

一　前条第一号イ、第二号イ、第三号イ、第四号イ、第五号イ、第六号イ、第七号イ及びニ(1)並びに第八号イに掲げる事項　翌月の末日

二～五　（略）

（記録の閲覧）

第十二条の七の四　法第十五条の二の四において準用する法第八条の四の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。

一　記録は、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める日までに備え置くこと。

イ　次条第一号イ、第二号イ、第三号イ、第三号の二イ、第四号イ、第五号イ、第六号イ及びニ(1)並びに第七号イに掲げる事項　翌月の末日